○勤務条件に関する措置の要求に関する規則

平成三十年三月六日

福島県人事委員会規則第九号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則をここに公布する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十号）の全部を改正する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　措置要求（第四条―第十一条）

第三章　審査手続（第十二条―第二十条）

第四章　判定（第二十一条―第二十三条）

第五章　雑則（第二十四条―第二十六条）

附則

第一章　総則

（この規則の目的）

第一条　この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第八項及び第四十八条の規定に基づき、職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する市町村立学校の職員並びに法第七条第四項の規定により県が公平委員会の事務の委託を受けた市町村及び地方公共団体の組合の職員（以下「職員等」という。）の勤務条件の措置の要求、審査の手続及び判定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者）

第二条　法第四十六条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求（以下「措置要求」という。）をする者を「要求者」といい、措置要求事項に関し権限を有する地方公共団体の機関を「当局」という。

２　「当事者」とは、要求者及び当局をいう。

（代理人）

第三条　当事者は、必要があるときは、代理人を選任し、及び解任することができる。

２　代理人は、当事者のために、措置要求に関する一切の行為をすることができる。ただし、措置要求の全部又は一部の取下げは、特別の委任を受けなければすることができない。

３　当事者が代理人を選任し、又は解任した場合においては、その者の氏名、住所及び職又は職業を書面で人事委員会に届け出なければならない。

４　代理人の行った行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失うものとする。

５　人事委員会から当事者に対する通知その他の行為は、代理人が選任されている場合は、代理人にすれば足りるものとする。この場合において、二人以上の代理人が選任されているときは、いずれか一人の代理人にすれば足りるものとする。

第二章　措置要求

（措置要求）

第四条　措置要求は、措置要求書正副各一通を人事委員会に提出してしなければならない。

２　措置要求を代理人によってする場合は、措置要求書に委任状を添付しなければならない。

３　職員等は、法第四十九条の二の規定により人事委員会に対して審査請求をすることができる処分については、この規則による措置の要求をすることはできない。

（措置要求書）

第五条　措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、要求者が記名しなければならない。

一　要求者の職、氏名、住所及び所属公署名

二　要求事項

三　要求の具体的事由

四　要求事項について、当局と交渉を行った場合には、その交渉経過の概要

五　措置要求の年月日

２　措置要求書には、関係書類その他の資料を添付することができる。ただし、審査の係属中においてもこれらの資料を提出することを妨げない。

３　要求者は、措置要求書の記載事項に変更を生じ、又は事案が解決し、若しくは要求事由が消滅した場合は、速やかにその旨を書面で人事委員会に届け出なければならない。

（令四人委規則六・一部改正）

（共同措置要求）

第六条　措置要求は、その内容が同一である場合は、共同してすることができる。この場合において、共同で措置要求をする者（以下「共同要求者」という。）は、総代を一人互選しなければならない。

２　前項の規定により共同して措置要求をする場合の措置要求書には、前条第一項各号に掲げる事項のほか、共同して措置要求を行う旨を記載し、前項後段の規定により互選された総代が記名しなければならない。

３　前項の措置要求書には、共同要求者全員の職、氏名、住所及び所属公署名を記載した名簿を添付しなければならない。

（令四人委規則六・一部改正）

（総代の権限）

第七条　総代は、他の共同要求者のために、措置要求の取下げを除き、措置要求に関する一切の行為をすることができる。

２　共同要求者は、総代を通じてのみ、前項の行為をすることができる。

３　共同要求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、総代に対してすれば足りるものとする。

（措置要求書の調査）

第八条　人事委員会は、措置要求書が提出されたときは、措置要求書の記載事項、添付書類、要求事項、要求者の資格等について調査するものとする。

２　前項の規定による調査の結果、措置要求書に不備の点があるときは、人事委員会は、期間を定めて要求者にその不備の補正を命ずることができる。この場合において、不備が軽微であって、事案の内容に影響のないものであるときは、人事委員会は、職権により補正することができる。

（措置要求の受理又は却下）

第九条　人事委員会は、前条の規定による調査を行った後に、その措置要求の受理又は却下を決定するものとする。この場合において、次に掲げる措置要求については、却下するものとする。

一　措置要求をすることができない者によってされた措置要求

二　法第四十六条に規定する勤務条件に該当しないことが明らかな事項についてされた措置要求

三　法第五十五条第三項に規定する地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項に該当することが明らかな事項についてされた措置要求

四　要求事項が既に実現された措置要求

五　客観的にみて実現が不可能であることが明らかな事項についてされた措置要求

六　前条第二項の規定による補正命令に従った補正がされない措置要求

七　前各号に掲げるもののほか、不適法にされた措置要求で不備を補正することができないもの

２　人事委員会は、措置要求を受理すべきものと決定したときは、その旨を当事者に通知するとともに措置要求書の副本を当局に送付し、却下すべきものと決定したときは、理由を付して、その旨を要求者に通知しなければならない。

（受理後の却下）

第十条　人事委員会は、受理した措置要求が、前条第一項の規定により却下すべきものであったことが明らかになったときは、その措置要求を却下するものとする。この場合において、理由を付して、その旨を当事者に通知するものとする。

（交渉の勧奨）

第十一条　人事委員会は、適当であると認めるときは、第九条第一項の決定を行う前に、関係当事者に対して、要求事項について交渉を行うように勧めることができる。

第三章　審査手続

（審査委員の指名等）

第十二条　人事委員会は、措置要求を受理した場合において必要があると認めるときは、人事委員会委員又は事務局長を審査委員に指名し、第十五条から第十八条までに規定する人事委員会の権限に属する事務を行わせることができる。

２　人事委員会は、前項の規定により審査委員を二人以上指名したときは、当該審査委員のうち一人を審査委員長に指名しなければならない。

（審査の併合又は分離）

第十三条　人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の申請又は職権により、措置要求の審査を併合し、又は分離することができる。

２　人事委員会は、前項の規定により措置要求の審査を併合し、又は分離したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

（代表者）

第十四条　審査の併合に係る事案の要求者は、その要求者のうちから代表者一人を選任し、及び解任することができる。

２　人事委員会は、代表者が選任されていない場合で必要があると認めるときは、代表者を選任させることができる。

３　要求者が代表者を選任し、又は解任したときは、書面により人事委員会に届け出なければならない。

４　代表者は、併合に係る事案の要求者のために、措置要求の取下げを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。

５　前条第一項の規定に基づき併合された措置要求について、審査を分離した場合及び他の措置要求の審査との併合を行った場合には、第一項に規定する措置要求の代表者は、その地位を失う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　併合された審査を分離した場合において、なお代表者のした措置要求と審査が併合されている他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。

二　他の措置要求の審査との併合を行った場合において、当該他の措置要求の要求者がその代表者に関し異議を述べないとき。

６　代表者が選任されている場合は、要求者に対する人事委員会の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りるものとする。

（審査の方式）

第十五条　措置要求の審査は、書面によるものとする。ただし、人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

２　前項の規定による口頭審理の手続に関しては、不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号）の規定を準用する。

（審査の手続）

第十六条　人事委員会は、当局に措置要求書の副本、その資料等を送付し、期間を定めて、意見書及び必要な資料の提出を求めることができる。

２　人事委員会は、必要があると認めるときは、要求者に当局の意見書の副本を送付し、相当の期間を定めて、要求者に意見書に対する反論書の提出を求めることができる。

３　人事委員会は、前二項の規定により書面の提出を求めるほか、必要があると認める事項について、当事者に対し、相当の期間を定めて、主張を記載した書面の提出を求めることができる。

４　人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、相当の期間を定めて、資料の提出を求めることができる。

５　当事者は、審査の終了までは、いつでも主張を記載した書面及び必要な資料を人事委員会に提出することができる。

（事実調査）

第十七条　人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、要求者、要求者の所属長その他関係者から意見を徴し、又はこれらの者に対し資料の提出を求め、若しくは出頭を求めてその陳述を聴き、若しくはその他必要な事実調査を行うことができる。

２　人事委員会は、事案の審査のため必要があると認めるときは、証人の出頭を求め、証言を求めることができる。この場合において人事委員会は、証人に対し、口頭による証言に代えて口述書を提出させることができる。

（あっせん）

第十八条　人事委員会は、適当であると認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間のあっせんを行うことができる。

（措置要求の取下げ）

第十九条　要求者は、人事委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも、措置要求の全部又は一部を取り下げることができる。

２　措置要求を取り下げようとするときは、書面でその旨を人事委員会に申し出なければならない。

３　措置要求のうち、取下げのあった部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

４　人事委員会は、措置要求の取下げがあったときは、その旨を当局に通知するものとする。

（審査の打切り）

第二十条　人事委員会は、係属している措置要求が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、事案の審査を打ち切り、当該措置要求を却下することができる。

一　要求者が死亡し、又は退職したとき。

二　要求者の所在不明により審査を継続することができなくなったとき。

三　当事者間の交渉若しくはあっせんによる解決又は措置要求の事由の消滅により審査を継続する必要がなくなったとき。

四　要求者が措置要求を継続する意思を放棄したと認められるとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、事案の審査を継続する必要がなくなったと認められるとき。

２　人事委員会は、前項の規定により措置要求を却下したときは、書面により、当事者にその旨を通知するものとする。

第四章　判定

（判定及び判定書の送付）

第二十一条　人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて速やかに判定を行い、判定書を作成しなければならない。

２　前項の判定書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会委員の全員がこれに記名押印しなければならない。

一　当事者の表示

二　主文

三　理由

四　判定の年月日

３　人事委員会は、判定書の正本を当事者に送付するものとする。

（勧告等の措置）

第二十二条　人事委員会は、判定の結果必要があると認めるときは、その権限に属する事項について自らこれを実行することとし、その権限に属さない事項については当該事項に関し権限ある当局に対し必要な勧告をしなければならない。

２　人事委員会が前項の勧告をする場合は、当局に対し勧告書を送達するとともに、要求者にその写しを送付するものとする。

（判定書の更正）

第二十三条　人事委員会は、判定書に誤字、脱字その他これに類する明白な誤りがある場合には、いつでも、当事者の申出又は職権により更正することができる。

２　判定書の更正は、判定書の原本及び正本に附記して行うものとする。ただし、正本に附記することができないときは、更正通知書を当事者に送付して行うものとする。

第五章　雑則

（審査の費用）

第二十四条　審査の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一　人事委員会が職権で呼出しを行った証人の宿泊料、旅費及び日当

二　人事委員会が職権で行った事案の調査及びあっせんに関する費用

三　人事委員会が文書の送付に要した費用

（文書の送付）

第二十五条　文書の送付は、使送又は郵便によって行う。

２　文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないときその他文書を送付することができないときは、公示の方法により行うことができる。

３　公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を福島県報に掲載して行うものとする。この場合において、福島県報に掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があったものとみなす。

（雑則）

第二十六条　この規則に定めるもののほか、措置要求、審査手続及び判定に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の勤務条件の措置の要求に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日の前から引き続いて係属している措置要求についても適用する。この場合において、この規則による改正前の勤務条件の措置の要求に関する規則の規定により行われた手続は、新規則の相当規定により行われたものとみなす。

附　則（令和四年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。